

答申第12号

平成15年12月24日

相模原市教育委員会 殿

相模原市情報公開審査会
会長 平田 秀光

公文書公開(一部公開)決定処分に関する諮問について(答申)

平成15年7月22日付けFNo.0・4・5により諮問のありました事案について、別紙のとおり答申します。

1 審査会の結論

相模原市内各中学校から相模原市教育委員会へ提出された「平成14年度生徒指導要録学習評定の状況について（報告用紙）」中の学校名及び第2学年の5段階評定人数分布部分については、公開すべきである。

2 不服申立て人の主張要旨

（1）不服申立ての趣旨

不服申立ての趣旨は、相模原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、平成15年5月12日付け相模原市教育委員会指令（指導）第5号でした「市内各中学校における中学生3年生2学期絶対評価5段階評定の数が分かるもの。」及び「H14年度中2生3学期評定分布が数にて分かるもの（個人情報部分を除く）学習成績一覧の計欄等、市内各中学校分を学校名が分かる形にて回収したもの」のうち、後者を一部非公開（平成16年4月頃（公立及び私立の高校入試終了後）であれば公開できる旨付記）とした処分の取り消しを求める、というものである。

（2）不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、教育委員会が、在校生について、現段階で公開することは、生徒の進路指導上の混乱を招く可能性があり、事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるため、相模原市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第5号に該当するとして一部非公開とした処分は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 条例第7条第5号該当について

（ア）教育委員会は、教育指導・進路指導業務への著しい支障になるとしているが、絶対評価は、評価規準に基づき個人を評価する仕組みであり、その状況については、当該文書の計欄を公開することにより生じる問題ではない。

（イ）評価についての正しい情報が公開されないため、保護者に憶測や不安を駆り立たせる状況が作られている。情報公開の一層の推進・知る権利の尊重をしていくべきである。

（ウ）絶対評価の評定は、学校の評価規準で大きく変わる。さらに、この評定の数値をもって、私立高校の大部分と公立高校前期選抜が実施される。情報の公開によって、評価規準は絶えず見直しをしていく必要がある。

評価内容を検討するのは学校の業務であり、評定の数字はその結果であって、その結果については学校がその説明責任を負うのは当然である。学校の比較ではなく、状況の公開が重要である。

（エ）個人の特定されうる情報については、第7条により非公開となるが、計欄はこれに当たらない。照合できる他の情報があるとしても、なお個人の具体的な氏名を特定することにはならず、個人の特定も推測の域を脱しているとはいえない。本件情報を公開することにより、成績評価規準が明らかとなり、この範

困において教育行政の透明化に資するものであり、成績評価規準が合理的であることの説明責任は学校が負うべきであるとする他自治体の情報公開審査会答申も出ている。

(オ) 学校名について非公開とする理由はない。条例の趣旨から離れ、条例の解釈を誤っている。

(カ) 教育委員会は、教育的配慮をするべき側面として、生徒が進路選択で心理的に不安定な時期に、評定分布が公開された場合の支障があるとしているが、生徒に重大な影響を及ぼす文書であれば非公開とすべきであり、本件文書を非公開とすべき理由は存在しない。

(キ) 教育委員会は、教師との人間関係に支障をきたしたり、その後の本人の学習意欲や進路選択に大きな障害となることが考えられるとしているが、これは評価事務のあり方の問題である。むしろ進路選択の際には、自分の評定の状況を知ることは、志望校決定の参考資料として有効である。

イ 他自治体での公開状況について

(ア) 同様の文書の情報公開請求に対し、他の自治体では既に公開をしている。

(イ) 当初非公開だった自治体においては、当該自治体の情報公開審査会における「実施機関は本件文書を公開することは、適正な成績評価事務の遂行に支障をきたし、学校の優劣等に対する評価としての風評となると主張する。しかし、当該文書の公開が、実施機関の主張する適正な評価事務に支障となるとはいえず、また、風評もいかなる場合にも存在するのであるから、学校は成績一覧表を公開し、風評が合理的根拠のないものであることを積極的に証明すべきであろう」との答申を受け、公開している。

ウ その他

(ア) 公開される期日が不当であり、情報としての価値が減じられる。

(イ) 教育行政については、市民の意見も考慮反映されるべきものであり、その基礎となる資料は住民に公開されるべきである。

3 実施機関（教育委員会）の非公開理由説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 本件文書について

実施機関は、「H14年度中2生3学期評定分布が数にて分かるもの（個人情報部分を除く）学習成績一覧の計欄等、市内各中学校分を学校名が分かる形にて回収したもの」について、市内各中学校から教育委員会へ提出された「平成14年度生徒指導要録学習評定の状況について（報告用紙）」中の学校名及び第2学年の5段階評定人数分布部分（以下「本件文書」という。）と特定した。

(2) 条例第7条第5号該当性について

ア 平成14年度、受験関係業者が、通知票の評定をもとに学校ごとに単純比較し、

評定の仕方が「甘い」「辛い」というような断定的な記述をしたパンフレットを配布した。その中で「内申が辛めの学校」と名指しされた市内の中学校では、保護者や生徒の間に「この学校の評価のつけ方は厳しすぎる。この学校の生徒は高校受験で不合格になる可能性がある」との噂が広まり、学校の説明にもかかわらず「生徒が不合格になってもいいのか」「もっと評価を甘くすべきだ」などの苦情が学校に寄せられ、当該中学校の進路相談や進路先決定の教育活動において大きな支障をきたした。

イ 平成14年度の評定は、その学期に扱った教材や、指導方法などにより、学校ごとに評価規準を設定し評価する絶対評価である。その評価内容を詳細に検討することなしに、単純に評定の数字だけで学校を比較することはできない。

当該生徒が在学中に学校名及び評定分布の数を公開することは、中学校が序列化されたり、学校や地域が一方的にレッテルを貼られるなどの危険性があり、生徒の進路決定に著しい影響を及ぼすおそれがある。

他校との数的な面のみで比較されることにより保護者や生徒がいたずらに不安や不満を持つような状況は、各学校が絶対評価による評定をつける際に、その影響や混乱を避けるために相対評価の標準分布に近づけるような圧力として働き、入学者選抜に使われる絶対評価が適正に行われなくなるおそれがある。

ウ 学校教育における評定分布等の情報公開は、「一般的な統計情報」の公開とは異なり、生徒個人が特定されたり、生徒本人にどう心理的に影響を与えるかを考慮するなど「教育的配慮を要する統計情報」の公開としての側面が強く、他の情報公開と区別されるべきである。在校生徒の情報公開を行う場合、具体的な学校名を伏せ、分布人数は割合で示すなど、十分な配慮をするべきである。

教育的配慮をするべき側面として、生徒が進路選択で心理的に不安定な時期に、評定分布が公開された場合の支障がある。特に、評定「1」「2」の成績を持つ生徒にとって、公開により、自分が評定人数を知ったり、周囲の者に自分が該当することを推定されることなどから、教師との人間関係に支障をきたしたり、その後の本人の学習意欲や進路選択に大きな障害となることが考えられる。

このことはたとえその可能性が低くても、ひとたび問題が発生した場合、人格的に未完成で発達途上にある中学校生徒本人の成長にとって、取り返しのつかない影響を及ぼすおそれがあるといえる。

エ なお、同一の公文書公開請求書で請求された「市内各中学校における中学生3年生2学期絶対評価5段階評定の数分かるもの。」については、「平成14年度2学期学習評定の状況について(報告用紙)」中の学校名及び第3学年の5段階評定人数分布部分と特定し、卒業することによって学年の構成員が変わるため、前年度の評定が次年度に影響することはなく、公開した。

4 審査会の判断理由

(1) 本文書について

当審査会は、本件文書について、相模原市立中学校27校について学校ごとに作成され、学校名、教科名（国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭、外国語（英語）の9教科）、教科ごとの評定（5を与えた数、4を与えた数、3を与えた数、2を与えた数、1を与えた数）が記載されたものであることを確認した。

（2）条例第7条第5号該当性について

ア 条例第7条は、公文書の公開義務を定め、「公開請求に係る公文書に次の各号のいずれかに該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない」と規定している。

同条第5号は、原則公開の例外として非公開情報について定めた第1号以下のひとつであり、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれがあるもの」は非公開とすることができるとして、アからウまでの各規定においてその典型を例示し、これらに該当する情報のほか、エにおいて「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるものを規定している。

実施機関は、本件文書について条例第7条第5号に該当するとして非公開とする決定を行ったものであり、以下、本件文書について、第7条第5号に該当するののかについて検討する。

イ 実施機関は、当該生徒が在学中に学校名及び評定分布の数を公開することは、中学校が序列化されたり、学校や地域が一方的にレッテルを貼られるなどの危険性があり、生徒の進路決定に著しい影響を及ぼすおそれがある。また、他校との数的な面のみで比較されることにより保護者や生徒がいたずらに不安や不満を持つような状況は、各学校が絶対評価による評定をつける際に、その影響や混乱を避けるために相対評価の標準分布に近づけるような圧力として働き、入学者選抜に使われる絶対評価が適正に行われなくなるおそれがあると説明している。

公の教育機関である学校にとって、生徒の学習の評価を適切に行うことは基本的な責務である。また今日、学校は、どのような教育を進めているのか、生徒にどのような資質や能力が身につけているのか、生徒の学習状況等にどのような問題があり今後どのような改善を図る必要があるのか、そのために保護者や地域の人々とどのような協力をしていく必要があるのかなどについて、保護者、地域の人々などに対し、十分に説明をすることが重要であるといわれている。

目標に準拠した評価いわゆる絶対評価は、集団に準拠した評価いわゆる相対評価とは異なり、生徒一人ひとりについて学習指導要領に示す目標が実現されたかどうかを客観的に評価するものである。評価の根拠である評価規準や評価方法が明確であり、かつ保護者や生徒から信頼されるものであることが大切である。そ

のためには、学校は適切な情報提供のもと、保護者や生徒へ十分な説明をし、共通理解を得ることが重要である。

実施機関は、本件文書を公開することにより、中学校の序列化や一方的にレッテルを貼られるなどの危険性を指摘している。数字がいわゆる一人歩きすることは否定できない。しかし、学校はむしろ、いわゆる絶対評価への共通理解を保護者や生徒、地域に得られるよう十分な説明をするとともに、適切な評価が行われていることを積極的に示すべきである。

なお、保護者や生徒が不安や不満を持つ状況が生じるのであれば、それは本件文書を公開することにより生じるのではなく、学校が保護者や生徒に対していわゆる絶対評価について十分な説明を行っていないことにより生じるものである。

また、評価に対しては、様々な圧力がかかることが予想される。それらをすべて払拭することは難しいであろう。しかし、評価の信頼性・客観性を確保すること、そして評価の改善、充実をしていくことは学校の責務である。評価について十分説明をし、その信頼性・客観性を確保し、高めることが重要である。実施機関の説明するように、学校が絶対評価をつける際に、相対評価の標準分布に近づけるような圧力として働き、絶対評価が適正に行われなくなるおそれがあるという状況は、本件文書を公開することにより生じるのではなく、学校の果たすべき責務が果たされていないことにより生じるものである。

したがって、本件文書を公開することにより、生徒の進路決定に著しい影響を及ぼすおそれがある、あるいは絶対評価が適正に行われなくなるおそれがある等の実施機関の説明は、これを認めることはできない。

ウ 実施機関は、学校教育における評定分布の情報公開は、教育的配慮を要する統計情報の公開としての側面が強く、一般的な統計情報とは区別し、在校生徒の情報公開を行う場合、具体的な学校名を伏せ、分布人数は割合で示すなど十分な配慮をするべきである、また、教育的配慮をするべき側面として、生徒が進路選択で心理的に不安定な時期に評定分布が公開された場合の支障があると説明している。

本来、評定は、生徒本人及び保護者以外のものに公表するものではなく、他人が知り得るものではない。本件文書は、評定を学校ごとに学年、教科単位で集計したものであり、いずれの学校についても第2学年について複数学級の編成がなされていること、誰にどのような評定をつけたのかを個別に示すものではないことから、本件文書を公開することにより個人を特定することはできず、また他の情報との照合によっても個人が特定されるとはいえない。

また、生徒一人ひとりの評定については、評定がつけられた段階で、生徒個人に知らされており、どうしてその評定がつけられたのか、今後どのように学習、指導していくのかなどについて、学校からその根拠を含め十分な説明が行われているものである。まして進路選択で心理的に不安定な時期であれば、その説明は一層明確でかつ信頼されるものであることが求められるはずである。生徒と学

校・教師との人間関係に支障をきたす、あるいはその後の本人の学習意欲や進路選択に大きな障害となるとすれば、この段階で生じることが考えられるのであり、本件文書を公開することにより生じるものとはいえない。

したがって、本件文書自体について、教育的配慮を要するため一般的な統計情報と区別すべきとする特段の理由は見出し難く、在校生徒の情報公開を行う場合に、具体的な学校名を伏せ、分布人数は割合で示すなど、十分な配慮をすべきであるとする実施機関の説明は、これを認めることはできない。

エ 実施機関は、平成14年度において、評価に対する苦情が学校に寄せられ、当該中学校の進路相談や進路先決定の教育活動において大きな支障をきたしたと説明している。

前記4(2)イで判断したとおり、学校は、いわゆる絶対評価について保護者、生徒及び地域に対して説明責任を果たすべきである。本件文書を公開することにより生じる支障であるとは認められない。

オ なお、本件文書と同内容の情報が既に他の自治体において公開されているということから、当審査会は、実施機関に対して、当該自治体において公開したことにより実施機関が主張するような事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼしたという実態があれば報告するよう求めたところであるが、報告は提出されなかった。

カ 当審査会では、これらを踏まえ、慎重に審査した結果、本件文書については、「その他事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれ」があるとはいえず、条例第7条第5号に該当しないと判断する。

(3) 結論

以上のとおり、本件文書については公開すべきである。

5 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別紙のとおりである。

別 紙

情報公開審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 7月22日	諮問
7月30日	実施機関（主管：教育委員会学校教育部指導課）に公文書非公開決定理由説明書の提出依頼
8月13日	実施機関から公文書公開理由説明書を受理
8月19日 （第95回審査会）	審議
8月20日	不服申立て人に公文書非公開決定理由説明書の写しを送付 不服申立て人に公文書非公開決定理由説明書に対する意見書の提出依頼
9月 4日	不服申立て人から公文書非公開決定理由説明書に対する意見書を受理
9月19日 （第96回審査会）	実施機関の職員（指導課長ほか3名）から非公開理由説明の聴取
10月16日 （第97回審査会）	審議
11月20日 （第98回審査会）	審議

相模原市情報公開審査会委員名簿

氏名	選出区分	備考
平田 秀光	学識経験のある者	会長
徳永 勝	学識経験のある者	職務代理
相浦 弘子	学識経験のある者	
大山 忠男	学識経験のある者	
斎藤 文	学識経験のある者	